

## 伊豆市 創業者等支援事業補助金の概要

この事業は、創業者の集積を図り、地域の産業、経済の活性化及び空店舗の解消に寄与するため、市内で営利を目的として創業する方に対して、事業所の家賃経費及び市内施工業者が施工した事業所の設置工事経費の一部を補助するものです。

### 【補助対象者について】

- 創業をした個人又は法人（創業を予定している方を含みます。）。
  - ※ 以前にこの補助金を受けていない方。
  - ※ 個人にあつては市内に居住し、法人にあつては市内に本店が登記されること。
- 納期限の到来した市税を完納している方、暴力団員等でない方。

### 【補助の対象となる創業について】

- 事業を営んでいない方が、個人の開業、法人の設立、又は事業を承継し新規分野で事業拡大をすること。
  - ※ 事業を営んでいる方の場合、新規分野で事業拡大すること。もしくは、現在の事業を継続しつつ、既存の店舗とは別に新しく店舗を開始すること。
- 風俗営業等若しくは性風俗特殊営業又は法令に違反し、公の秩序若しくは善良の風俗を乱す恐れのある事業でないこと。
- フランチャイズチェーン等の画一的な営業を行なう事業でないこと。
- 創業日の1年以内に事業を開始すること。
- 事業所が自らの住居を兼ねていないこと（同一の建物の場合は、住居部分と事業所部分が明らかに区分できる必要があります）。

### 【補助対象経費について】

事業を行なうために市内に新たに設置した事業所の①家賃経費、②設置工事経費。

- ① 家賃経費 第三者から新たに借り受けた事業所の家賃経費（共益費及び消費税等を除く）。
  - ※ 事業所の所有者が3親等以内の親族でないこと。
- ② 設置工事経費 市内施工業者が施工した10万円以上の事業所の設置工事経費（消費税を除く）。
  - ※ 新築・増築・改築・修繕等の直接工事経費、設備購入経費。
  - ※ 市内施工業者は納期限の到来した市税を完納していること。
  - ※ 補助金交付決定前の工事については対象外。

### 【補助金額について】

- ①家賃経費 月ごとの家賃経費の2分の1の額で、限度額は1ヶ月5万円で連続する12ヶ月分。
- ②設置工事経費 設置工事経費の2分の1の額で、限度額は50万円。

### 【その他】

- 補助金は予算の範囲内での交付となります。
- 補助金に関する書類は、5年間保存してください。
- 補助事業完了後、2年間は補助対象の事業所を市外に移転できず、また事業継続していることがわかる書類の提出をお願いします。

### 【問合せ】

伊豆市産業部観光商工課

〒410-2413 伊豆市小立野 24-1 TEL : 0558 - 72 - 9911 Fax : 0558 - 72 - 9909

【別 紙】補助対象とする設置工事

|       |   |
|-------|---|
| 新築    | 事業所を新たに建築する工事   |
| 増築    | 既存の事業所以外の部分を事業所に変更すること、又は建て増しをすることにより事業所の面積が増加する工事  |
| 改築    | 既存の事業所の一部、又は全部を取壊し、その場所に事業所を改めて建築する工事   |
| 修繕等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎、土台、外壁、柱等の修繕工事</li> <li>・筋交い、火打等による補強工事</li> <li>・柱、はり等について有効な補強を行う工事</li> <li>・建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</li> <li>・基礎もしくは土台の敷設工事又は補強工事</li> </ul> </li> <li>(2) 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井の修繕工事</li> <li>・外壁を防火構造等とする防火性能を高める工事</li> <li>・屋根を不燃材料でふき替える等の工事</li> <li>・壁紙の張替え工事</li> </ul> </li> <li>(3) 塗装工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁や屋根等の塗装工事</li> </ul> </li> <li>(4) 設備工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事</li> <li>・空調設備、商品提供設備、製造設備、調理設備、サービス設備の設備工事</li> <li>・便所の改修工事</li> </ul> </li> <li>(5) 断熱改修工事、気密改修工事又は遮音工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、床、天井等の断熱改修工事</li> <li>・外壁や屋根等の気密改修工事</li> <li>・壁、床等の遮音工事</li> </ul> </li> <li>(6) 間取りの変更等模様替えを行う工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・間取りの変更等模様替えを行う工事</li> </ul> </li> <li>(7) 事業所に密着する看板の修繕工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に密着する当該店舗の看板を設置する工事</li> </ul> </li> <li>(8) その他市長が必要と認める工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スロープ、手摺の設置、滑りづらい床材への変更、建具の改修又は段差を解消するなどバリアフリー化のための工事</li> <li>・その他の耐久性を高めるために必要な工事</li> <li>・その他耐震性能向上、安全上又は防犯上必要な工事</li> <li>・その他事業所の性能を向上させるために必要な工事</li> <li>・その他環境負担軽減に資する工事</li> </ul> </li> </ul> |
| 補助対象外 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・造園工事や外構工事である駐車場、フェンス、ブロック塀</li> <li>・シロアリ駆除</li> <li>・下水道へのつなぎ込み工事</li> </ul>   |

【創業者等支援事業補助金の手続きの流れ】

- 創業（開業等の届出、法人の設立、事業の承継、事業の拡大、多店舗出店）



|       |  |  |
|-------|--|--|
| ●申し込み | 「伊豆市創業者等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、観光商工課の窓口へ提出。 |  |
|       | 添付書類   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●共通                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書</li> <li>(2) 収支計画書</li> <li>(3) 市税の納税証明書又は非課税証明書（過去3年度分）</li> <li>(4) 開業等の届出書の写し又はそれに類するもの、及び住民票（個人の場合）</li> <li>(5) 法人の登記事項証明書の写し及び定款の写し（法人の場合）</li> <li>(6) 新規分野の事業を開始したことがわかるもの（事業承継、事業の拡大の場合）</li> <li>(7) 過去2期分の決算の状況がわかる書類（既に事業を行っている中小企業者等）</li> <li>(8) 暴力団員でないことを誓約する書類</li> </ol> </li> <li>●家賃経費を申請する場合                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家賃経費内訳書（様式第2号）</li> <li>(2) 賃貸借契約書の写し</li> </ol> </li> <li>●設置工事経費を申請する場合                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置工事経費内訳書（様式第3号）</li> <li>(2) 工事を行う店舗の案内図</li> <li>(3) 施工前の見取り図及び写真</li> <li>(4) 見積書又は工事請負契約書の写し</li> <li>(5) 建築確認済証の写し（建築確認申請が必要な工事の場合に限る）</li> <li>(6) 市内施工業者の市税の納税証明書又は非課税証明書</li> </ol> </li> </ul> |



- 交付決定後に設置工事に着手（決定以前に着手した工事は対象になりません）
- 家賃の支払い（決定以前の家賃は対象になりません）



|     |  |
|-----|--|
| ●変更 | 工事の内容・工事費の変更及び工事の中止がある場合、「伊豆市創業者等支援事業計画変更承認申請書（様式第5号）」を観光商工課へ提出。 |
|-----|--|



|                |   |   |
|----------------|---|---|
| ●完了報告<br>（1年目） | 「伊豆市創業者等支援事業補助金完了報告書（様式第6号）」に次の書類を添えて、観光商工課へ提出。 |   |
|                | 添付書類  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●共通                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 口座振込み依頼書（市に登録口座がない場合）</li> </ol> </li> <li>●家賃経費を完了報告する場合                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家賃の支払いを証明する書類</li> </ol> </li> <li>●設置工事経費を完了報告する場合                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事施工後の見取図</li> <li>(2) 施工後の状況がわかる写真</li> <li>(3) 工事費の支払いを証明する書類</li> <li>(4) 建築検査済証の写し（建築確認申請が必要な工事の場合に限る）</li> </ol> </li> </ul> |
|                | 提出期限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●家賃経費を完了報告する場合<br/>年度の末日。</li> <li>※支払いが2年にわたる場合は、2年目は対象期間の支払いが完了後30日以内。</li> <li>●設置工事経費を申請する場合<br/>工事完了後30日以内か年度の末日までのどちらか早い日。</li> </ul>  |



|         |   |
|---------|---|
| ●補助金の請求 | 交付確定後に「請求書」を観光商工課に提出。(郵送も可)<br>※様式は、交付確定書と一緒に送付します。 |
|---------|---|



●家賃の支払い (決定以前の家賃は対象になりません)



|                |   |                        |
|----------------|---|------------------------|
| ●完了報告<br>(2年目) | 家賃経費で交付の決定を受け、対象期間が2年にわたる場合<br>「伊豆市創業者等支援事業補助金完了報告書」に次の書類を添えて、観光商工課へ提出。 |                        |
|                | 添付書類  | (1)家賃の支払いを証明する書類       |
|                | 提出期限  | 2年目の対象期間の支払いが完了後30日以内。 |



|         |   |
|---------|---|
| ●補助金の請求 | 交付確定後に「請求書」を観光商工課に提出。(郵送も可)<br>※様式は、交付確定書と一緒に送付します。 |
|---------|---|



|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| ●書類の保存 | 補助事業完了後5年間は、本補助金に係る費用に関する書類等を保存する。 |
|--------|------------------------------------|